

平成24年度 犬の登録及び狂犬病予防注射のお知らせ

下記の日程で、実施いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

【鏡野地域】

日 程	会 場	時 間
5月22日(火)	郷 公 民 館	9:00～9:20
	芳 野 公 民 館	9:40～10:00
	大 野 公 民 館	10:20～10:40
	香 北 公 民 館	11:00～11:20
	香 南 公 民 館	11:40～12:00
5月24日(木)	中 谷 公 民 館	9:00～9:20
	小 田 公 民 館	9:40～10:00
	鏡 野 町 役 場	10:20～11:20

【奥津地域】

日 程	会 場	時 間
5月23日(水)	奥津振興センター	9:40～10:10

【上齋原地域】

日 程	会 場	時 間
5月23日(水)	上齋原振興センター	10:40～11:00

【富地域】

日 程	会 場	時 間
5月23日(水)	富振興センター	9:00～9:20

料 金

○注射一式 2,800円(注射料2,250円+注射済証交付料550円)

○登録手数料(未登録犬のみ) 3,000円(※鑑札を交付します)

※一部団体から飼い主の皆様へ狂犬病予防注射のお知らせが届くことがありますが、この予防接種は鏡野町が実施する獣医師会による予防接種とは関係ありません。なお、この注射による問題が発生した場合、町は関与できませんのであらかじめご了承ください。

お問い合わせ先

鏡野町くらし安全課

山崎 電話 (0868) 54-2780

森林の土地所有者届出制度について

平成23年4月の森林法改正により、平成24年4月1日以降、森林の土地の所有者となった方は、市町村長への事後の届出が義務付けられました。

届出対象者

個人・法人を問わず、売買のほか相続、贈与、法人の合併などにより森林法第5条に規定する森林の土地を、新たに取得した方は、面積に関わらず届出をしなければなりません。ただし、国土利用計画法※に基づく土地売買契約の届出を提出している方は対象外です。

なお、森林法第5条に規定する森林の位置の確認は、最寄りの県民局、地域事務所又は市町村で確認できます。

※国土利用計画法に基づき、次の面積以上の土地の売買をしたときは事後届出が必要です。

- ・市街化区域…2,000平方メートル
- ・その他とし計画区域…5,000平方メートル
- ・都市計画区域外…10,000平方メートル

届出期間

土地の所有者となった日から90日以内に、取得した市町村の長に届出をしてください。

届出様式については、左記のファイルをダウンロードのうえご利用ください。

岡山県庁林政課

http://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/267119_901166_misc.doc

届出事項

届出書には、届出者と前所有者の住所・氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積とともに、土地の用途等を記載します。添付書類として、登記事項証明書(写し可)又は土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要です。

届出制度の概要(林野庁ホームページより)

<http://www.rinyamaffi.go.jp/j/keikaku/todokede/pdf/111202toisyoyuusyatodokede.pdf>